

岸和田市貝塚市広域事務組合職員の育児休業等に関する条例

令和6年3月29日

条例第2号

岸和田市貝塚市広域事務組合職員の育児休業等については、岸和田市の例による。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。